

## 令和4年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業

## 事業の概要

- 「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」を活用し、介護職員の育成・定着を図る介護事業者に対する補助制度です。
- 令和3年度に本事業の補助を受けた事業所が令和4年度も引き続き手当を支給する場合に補助対象となります（新規事業所の募集は行いません）。
- 今年度から、事業計画書の受付は行わず、交付申請・実績報告のみの手続きとなります。

交付申請書受付開始：令和4年12月中旬予定

## 対象事業所

訪問介護	短期入所療養介護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	介護福祉施設サービス
訪問入浴介護	通所リハビリテーション	小規模多機能型居宅介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保健施設サービス
通所介護	特定施設入居者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護医療院サービス
短期入所生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型通所介護	介護療養施設サービス

（注1）都内に所在する事業所とする。（注2）国又は地方公共団体が設置する事業所（指定管理者が管理するものを含む）は除く。（注3）介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。（注4）介護予防サービスも含む。

## 補助対象経費

- （1）キャリア段位制度によるレベル認定者への手当等経費
- （2）キャリア段位制度によるアセッサー（評価者）への手当等経費
- （3）キャリアパス導入体制づくり経費
  - ※（1）のレベル認定者は、令和5年1月1日に、事業所に在籍している必要があります。
  - ※ 令和4年度に初めて補助対象となるレベル認定者は、令和5年1月1日までに認定を受けている必要があります。
  - ※（3）の経費は①レベル認定者申請手数料②代替職員等経費③人事制度、財務分析等経費④研修経費
  - ※（3）は（1）及び（2）の経費がある場合に補助対象となります。

## 補助要件

- レベル認定者及びアセッサーに、手当相当額を支給していること
- 令和3年度に本事業の補助を受けていること。

## 補助基準額・補助率・補助期間

- 補助基準額は、事業所におけるレベル認定者の人数により異なります。  
1人⇒50万円 2人⇒100万円 3人⇒150万円 4人以上⇒200万円
- 補助率 10/10
- 補助期間 本補助金の交付を受けた初年度から起算して3年間  
ただし、3年間のうちの2年目、3年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、最長5年間まで延長

## 取組の結果に応じた補助

- 3年間継続して本補助の交付を受けた事業所について、離職率の改善等があった場合は、別途補助（専門人材育成・定着促進助成金）の対象となります。  
（例）令和元年度～令和3年度の3年間、継続して本補助の交付を受けた場合  
⇒離職率の改善状況により、令和4年度に別途補助の申請が可能

## ◆注意◆

東京都では、キャリア段位制度の活用に限定しない補助制度「人材育成促進支援事業」も実施しております。「介護職員キャリアパス導入促進事業」と「人材育成促進支援事業」の関連性や、交付申請に当たっての注意事項は、裏面をご覧ください。

※人材育成促進支援事業については、別途案内予定です

裏面

## 【参考】「人材育成促進支援事業」について

- 「人材育成促進支援事業」は、生産性向上を推進する取組の一環として人材育成の仕組みづくりに取り組む事業者を支援するための補助事業です。
- 各事業所の実態に応じたキャリアパスの体制づくりを支援します。
- 「介護職員キャリアパス導入促進事業」(表面の事業)と一部補助対象経費が重複しますが、両方の補助金を申請することはできませんので、ご注意ください。

### 二つの補助事業の比較

	人材育成促進支援事業	介護職員キャリアパス導入促進事業
目的	生産性向上を推進する取組の一環として、人材育成の仕組みづくりに取り組む事業者を支援	「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」を活用し、介護職員の育成・定着を図る介護事業者を支援
対象経費	※レベル認定者、アセッサーへの手当等経費は補助対象外  (1)コンサルティング経費 (2)研修受講及び資格取得経費 (3)代替職員経費	(1)キャリア段位制度によるレベル認定者への手当等経費 (2)キャリア段位制度によるアセッサーへの手当等経費  (3)キャリアパス導入体制づくり経費
補助基準額	1事業所当たり35万円	1事業所あたり最大200万円 ※レベル認定者の人数により異なる
補助対象期間	1事業所当たり1年間のみ (申請は1回限り)	補助金の交付を受けた初年度から起算して3年間(最大5年間まで延長可)

#### ◆注意◆

- 対象経費が一部重複しますが、両方の補助金を申請することはできません。
- 「介護職員キャリアパス導入促進事業」で(1)レベル認定者手当経費、(2)アセッサー手当経費のみを申請し、(3)キャリアパス導入体制づくり経費を申請しなかった場合も、「人材育成促進支援事業」を申請することはできません。

#### (問合わせ先)

詳細は、以下のHPを御覧下さい。

#### ■ 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業・人材育成支援事業に関すること

公益財団法人東京都福祉保健財団福祉情報部 福祉人材対策室 介護現場改革担当 (補助金)  
キャリアパスURL : <https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/1347-2/>  
人材育成促進支援事業URL : <https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jinzai/>  
TEL:03-3344-8532

#### ■ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度に関すること

一般社団法人シルバーサービス振興会 (URL : <https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>)  
TEL:03-3862-8061 お問い合わせはキャリア段位制度ホームページのお問い合わせフォームよりお願いします